

東大阪市特定生産緑地の指定

令和5年度第2回東大阪市都市計画審議会

令和5年8月29日（火）

特定生産緑地について

都市農業振興基本計画（平成28年策定）

都市農地の位置づけ

「宅地化すべきもの」 → 都市に「あるべきもの」



令和元年度 生産緑地地区指定方針の改正

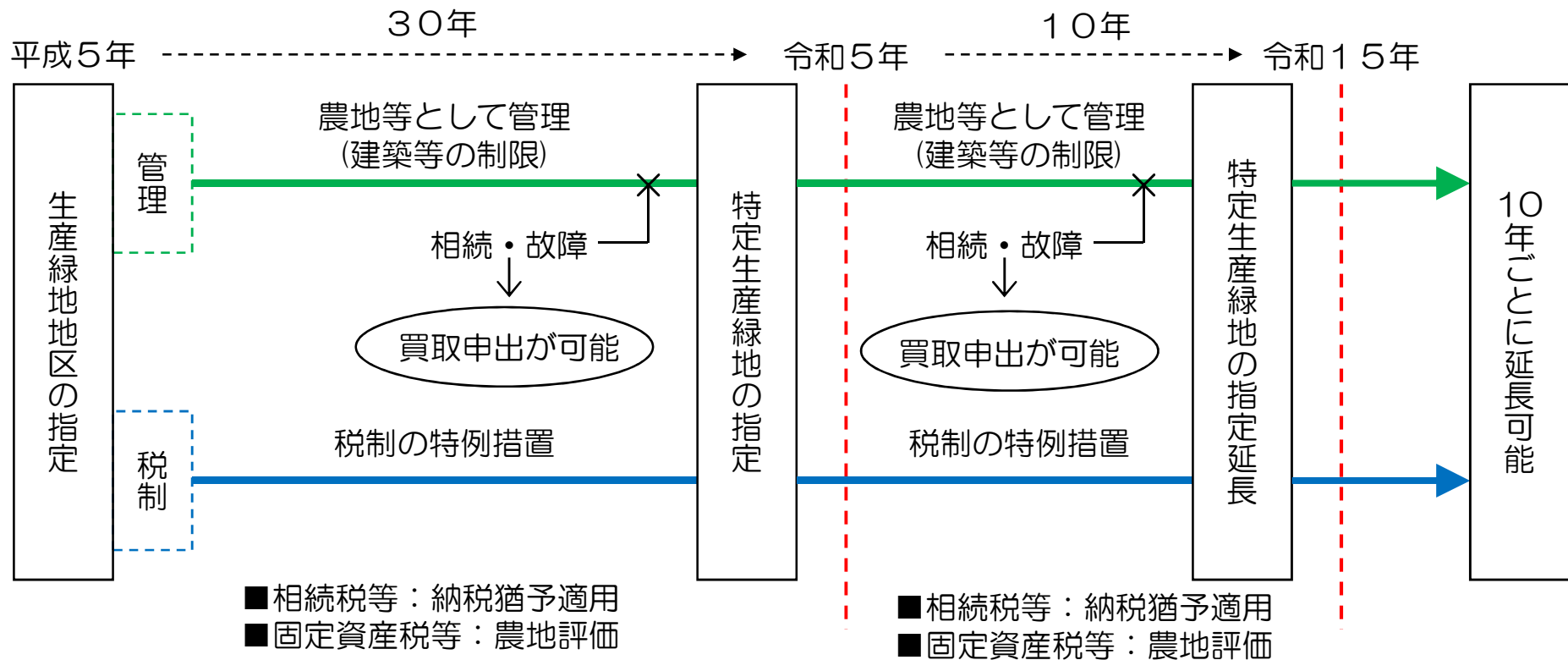


特定生産緑地制度を活用し、生産緑地の保全を図る。

特定生産緑地制度について

特定生産緑地とは・・・

平成29年の生産緑地法の改正により創設された制度
生産緑地地区の農地等利害関係人の意向をもとに生産緑地
地区を特定生産緑地として指定できる (生産緑地法第10条の2)



生産緑地地区の指定状況

全生産緑地面積と指定の内訳（令和4年12月変更時点）

	面積（ha）	
全生産緑地	101.18	
内 平成5年指定	2.50	(2.5%)
内 平成6年指定	1.06	(1.0%)

今回の対象は

	受付期間
平成5年指定分	R2.4.1～R5.3.31
平成6年指定分	R3.4.1～R6.3.29

指定の概要

地区名称	位置	面積				議案書 ページ番号
		生産緑地区	特定生産緑地			
			既に指定されている 区域	新たに指定する区域	指定後の区域	
日下町7-E-5	東大阪市日下町七丁目地内	約 0.26 ha	約 0.05 ha	約 0.02 ha	約 0.07 ha	P48
西石切町2-A-2-10	東大阪市西石切町二丁目地内	約 0.10 ha	-	約 0.10 ha	約 0.10 ha	P52
中石切町3-C-2-10	東大阪市中石切町三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.13 ha	約 0.13 ha	P52
元町2-D-1-4	東大阪市元町二丁目地内	約 0.77 ha	約 0.46 ha	約 0.13 ha	約 0.59 ha	P47
稲葉2-J-16	東大阪市稲葉二丁目地内	約 0.38 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	P56
稲葉3-I-16	東大阪市稲葉三丁目地内	約 0.33 ha	-	約 0.24 ha	約 0.24 ha	P56
若江東町4-D-2-23	東大阪市若江東町五丁目地内	約 0.56 ha	約 0.34 ha	約 0.13 ha	約 0.47 ha	P61
中部区画整理地区Q-2-3	東大阪市加納二丁目地内	約 0.08 ha	約 0.08 ha	約 0.00 ha	約 0.08 ha	P46
中部区画整理地区EE-3	東大阪市加納三丁目地内	約 0.17 ha	-	約 0.05 ha	約 0.05 ha	P46
南上小阪H-28	東大阪市南上小阪地内	約 0.22 ha	-	約 0.22 ha	約 0.22 ha	P65

合計 10地区 約1.07ha

参考（年度別の申請率）

平成4年度指定生産緑地地区の特定生産緑地申請率

地区数・・・520地区 面積・・・83.67ha

生産緑地の約89%の指定

平成5年度指定生産緑地地区の特定生産緑地申請率

地区数・・・24地区 面積・・・2.50ha

生産緑地の約86%の指定

今後のスケジュール等

特定生産緑地指定についての審議会開催予定時期と対象受付期間

審議会開催予定時期	対象受付期間
令和6年8月	R5.4.1～R6.3.29

(参考) 平成6年指定の生産緑地の特定生産緑地指定申請受付は令和6年3月29日までと設定しています。

農地所有者への制度周知の徹底

- J A 広報誌への定期的な制度の掲載
- J A 主催の相談会への参加・サポート
- 市政だよりへの掲載
- 所有者の意向を電話・対面で確認 等